

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・所得税法に基づき、報酬等を支払う際に、所得税を源泉徴収する事務・市が作成する法定調書及び給与支払報告書作成に関する事務 <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・法定調書(源泉徴収票、支払調書)及び給与支払報告書に個人番号を記載し、税務署及び市町村へ提出
③システムの名称	① 財務会計システム ② 番号管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
出納業務ファイル、源泉業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計管理者兼会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 会計課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2906 ファックス:055-948-1169 E-mail:kaikei@city.izunokuni.shizuoka.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 会計課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2906 ファックス:055-948-1169 E-mail:kaikai@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する場面において、以下のような対策を講じており人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・必ず対象者からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認と提供者の本人確認を徹底している。 ・マイナンバー登録の際は複数人で確認し、登録した情報の正確性を担保している。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる耐火書庫等で保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	以下のような対策を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる耐火書庫等で保管している。 ・特定個人情報を廃棄する際は、複数人での確認に努めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	IIしきい値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事前	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第3項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第4項	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IIしきい値判断項目	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		人手が介在する場面において、以下のような対策を講じており人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・必ず対象者からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認と提供者の本人確認を徹底している。 ・マイナンバー登録の際は複数人で確認し、登録した情報の正確性を担保している。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる耐火書庫等で保管している。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		以下のような対策を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる耐火書庫等で保管している。 ・特定個人情報を廃棄する際は、複数人での確認に努めている。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和8年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 所得税法による報酬等に係る源泉徴収票の作成 ② 支払調書の作成	【事務の概要】 ・所得税法に基づき、報酬等を支払う際に、所得税を源泉徴収する事務 ・市が作成する法定調書及び給与支払報告書作成に関する事務 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ・法定調書(源泉徴収票、支払調書)及び給与支払報告書に個人番号を記載し、税務署及び市町村へ提出	事後	評価書の見直しの実施
令和8年3月1日	IIしきい値判断項目	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施